平成２９年（フ）第５９号
新潟県上越市稲田１丁目７番51号
債務者　白石　裕樹
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１４８０号
名古屋市中村区剣町37番地　コーポサツキ201
債務者　樋口　良祐
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６２１号
名古屋市西区花の木１丁目１番15号　サンハウス花の木106号
債務者　堀場　直清
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６２８号
名古屋市東区東桜２丁目３番７号　東カン名古屋キャステール550号
債務者　正木喜代子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８号
滋賀県長浜市八幡中山町126番地１　テラ・ソレイユ102号室
債務者　柴原　恵理
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第７７１号
広島市安佐北区亀山７丁目２番45―101号
債務者　三浦　英樹
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７２号
広島市安佐北区亀山７丁目２番45―101号
債務者　三浦　琴美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７号
香川県高松市香川町安原下第３号179番地１、申立時の住所香川県高松市香川町安原下第３号136番地１
債務者　赤澤ミヱ子（旧姓角陸）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３７０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈233番地10　シティベール六番館　Ａ棟202号
債務者　市川　浩二
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４７５号
福岡市西区福重３丁目38―１　エバーライフ新室見103号、住民票上の住所福岡市早良区内野３丁目７番22―201号
債務者　戸畑かおり
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５０１号
福岡市東区香椎駅前２丁目19番14―202号
債務者　秋吉　和久
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５０７号
福岡市南区向野２丁目４番17号
債務者　近藤　俊宏
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１８号
福岡県福津市中央５丁目９番１号
債務者　上田　健司
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１９号
福岡県福津市中央５丁目９番１号
債務者　上田　星歌
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５５１号
福岡県糸島市二丈深江1036番地42
債務者　渡邊　靖子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５５９号
福岡県大野城市南ケ丘７丁目15番27号
債務者　本村　恵美（旧姓磯辺）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部